

附属書十（第十章関係） 収用

1 両締約国は、第十・九条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

2 締約国の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a) 当該措置の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 当該措置が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度

(c) 当該措置の性質（その目的を含む。）

3 一又は一連の措置がその目的に照らして過度に厳しいものであるため誠実に採用され、及び適用されたものと合理的にみなすことができない場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置は、間接的な収用を構成しない。